

平成31年2月定例教育委員会会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

平成31年2月18日(月)

三好市教育委員会 1階 中会議室

開会 午後2時00分

閉会 午後4時25分

(2) 出席委員の氏名

教育長	竹内 明裕	委員	前川 順子
委員	新久保 由美子	委員	大北 慶子
委員	植本 修子	委員	喜多 雅文

(3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

▼出席職員

教育次長	篠原 伸幸
学校教育課長	高井 貞行
生涯学習・スポーツ振興課長	小野寺 武夫
文化財課長	山崎 陽子
学校給食センター所長	大西 利恵
教育指導主事	川人 正恭
学校教育課主幹	岡田 由紀

(4) 傍聴人

▼傍聴人 0名

◆竹内教育長

ただいまの出席委員は6名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから平成31年2月の三好市定例教育委員会を開催いたします。

本日の議事日程はお手元に配布いたしました議事日程の通りでございます。それでは報告事項に入ります。

(5) 報告事項

◆竹内教育長

1月24日から本日までの主な事業を報告いたします。

1月25日、幼・小中園長校長会を開催いたしました。県教育委員会が平成30年11月にまとめた「とくしまの学校における働き方改革プラン」の概要について、教育政策課主幹の佐藤先生においでいただき、説明をしていただきました。

1月29日、特別支援教育研修会を実施いたしました。徳島県立総合教育センター、特別支援・相談課の指導主事の樋口先生と池田支援学校の巡回相談員、中川先生においでいただき、スクールワイドPBSの手法についての講演をいただきました。PBSとは、Positive Behavior Supportの略で、ポジティブな行動支援と訳されています。「子どもも教員も幸せな学校を目指して」できることということで、“褒める”を意識して子どもに接する方法で、その取り組みが少しずつ広まっている内容です。参加していただいた先生方には好評でした。

2月6日、県教委と市教委による教職員人事異動の二次面接を行い、退職者や転出教職員の確認、また、管理職人事等について協議を行いました。これを受けて、2月7日と8日には、学校長と市教委との人事ヒアリングを行い、学校長から学級数や転出者の確認、転入者等の希望や意見等を聴取しました。

私からは以上です。行事予定につきましては、欄外記載の通りですが、3月7日、教職員の人事異動内申確認を受けまして、15時から臨時教育委員会を開催させていただきたいと考えております。また、3月の定例教育委員会の開催についてですが、3月25日（月）14時より奨学生選考委員会を予定しておりますので、教育委員会は、その終了後に開きたいと考えております。そのため、開催時間がいつもより30分遅れの14時30分からとなりますが、よろしくご了承ください。

以上で事業報告を終わります。質疑等があればお願いします。

◆委員一同

ありません。

◆竹内教育長

続きまして、平成31年度当初予算の説明を致します。なお、議会案件でございますので非公開としたいと思いますよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆竹内教育長

それではここから非公開といたします。

《 非 公 開 》

それでは非公開を解除いたします。

◆竹内教育長

それでは続きまして、「就学援助費対象者について」報告を求めます。個別の交付対象者についての報告を行いますので、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆竹内教育長

それでは只今より非公開と致します。

◀ 非 公 開 ▶

それでは非公開を解除いたします。

(6) 承認事項

◆竹内教育長

つづいて、“平成 31 年 1 月定例会議事録の承認について”を議題といたします。事前に送付しております議事録について、訂正箇所はございませんか。

◆高井課長

平成 31 年 1 月定例会議事録については訂正箇所がございません。

◆竹内教育長

それでは、「平成 31 年 1 月定例会議事録」については、承認いたします。

(7) 議案

第 22 号 三好市立幼稚園管理規則の一部改正について

第 23 号 三好市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について

第 24 号 三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について

第 25 号 三好市立幼稚園保育料の滞納整理事務取扱要綱の一部改正について

第 26 号 平成 30 年度教育委員会活動の点検・評価について

◆竹内教育長

議案第 22 号「三好市立幼稚園管理規則の一部改正について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

◆高井課長

3 ページをご覧ください。議案第 22 号「三好市立幼稚園管理規則の一部改正について」でございます。続いて 4 ページをお開き下さい。まず目次中の「幼児」を「園児」に改めるものです。続いて第 1 条中の幼稚園は教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 1 条並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 77 条及び第 78 条の規定に従って幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。」というものを改正後につきましては「この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定に基づき、三好市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理及び

運営の基本的事項について必要な事項を定め、もって円滑適正な幼稚園の経営に資することを目的とする。」というものに改めるものでございます。なお、組織及び運営に関する法律の中で、学校等の管理というのが第 33 条にございまして、教育委員会は条例に違反しない限度においてその所管に属する学校その他、教育機関の施設設備、組織編制、教育課程、教材の取り扱い、その他学校教育機関の管理運営の基本的事項について必要な教育委員会規則を定めるものとするということで、このような条文に変更させていただきたいと思えます。

続いて、第 4 条第 2 項中「第 1 項」を「前項」に、「4 号」を「1 号」に改めるというものでございます。これにつきましては、皆さんのお手元に三好市立幼稚園管理規則という資料があると思えます。ご覧ください。第 4 条休業日は次のとおりとするということで、1 号から 7 号まであります。本来 1 号から 6 号までとあるべきものが、改正前については 1 項第 4 号までという書き方をしておりますので、第 1 号から第 6 号までといった書き方に変更させていただいたところ です。

続いて第 5 条中「学校教育法」の次に「(昭和 22 年法律第 26 号)」と記載しておりますが、「幼稚園教育要領」の次に「(平成 20 年文部科学省告示第 26 号)」を加えるものでございます。

続いて第 7 条第 1 項ただし書中「幼児」を「園児」に改め、同条第 4 項中「(園外行事等)」を削るものでございます。

続いて「第 4 章 学級の編成、幼児の管理」を「第 4 章 学級の編成、園児の管理」に改めさせていただきたいと思えます。

続いて第 8 条から第 12 条までの規程中の「幼児」を全て「園児」に改めさせていただきます。

続いて第 16 条第 2 項中「直ちに園長に口頭をもってその概要を報告するとともに、週休日、休日及び代休日を除き、5 日以内に復命書を作成して、これを提出」という文言がございましたが、「速やかに復命書により復命」に改めさせていただきます。

続いて、18 条の見出し中「学校」を「幼稚園」に改め、同条中「学校」を「幼稚園」に改め、「三好市立学校管理規則」の次に「(平成 18 年教育委員会規則第 11 号)」を加えるものです。

続いて、第 20 条見出しの中の入園願の「願」を削り、同条第 1 項中「し、「三好市保育の必要性における認定員会で、1 号認定を受け」を削り、同条第 2 項中「認定を受けた」を「入園」に、「認定」を「申込」に、「認定申請書変更届」を「幼稚園申込 (支給認定申請) 変更届」に改め、「て、変更した内容で認定を受け直さ」及び「(変更する月の前月の 20 日までに教育委員会に提出)」を削ります。

ご覧いただいている 13 ページが旧様式で、15 ページが新様式で宛先等についても「三好市長殿」だったものが、「三好市教育委員会殿」に、また「入園児」だったものが「園児」、あるいは「保護者」を「扶養義務者」というこの規則に合う形で様式を全て訂正させてい

ただきたいと思います。

続いて7ページをご覧ください。第21条及び第22条中の「幼児」を「園児」に改めます。続いて、23条中の「幼稚園の全課程を修了したと認められるものには、」とありますが、「保育を修了した者に」に改めます。

続いて第24条中の「幼児」を「園児」に改めます。

続いて第25条第1項及び第3項中の「幼児」を「園児」に改め、同条第4項前段中「に」を「の」に、「幼児」を「園児」に改め、同項後段から同条第6項までの規程中「幼児」を「園児」に改めるものです。

続いて同じく第26条各号列記以外の部分中「幼児」を「園児」に、「これ」を「当該園児」に改め、同条第1号中「幼児」を「園児」に改めるものです。

続いて第27条中「その他費用の徴収」を削り、「三好市立幼稚園保育料」の次に「等」を加え同条に次の1項を加えるものでございます。本来「三好市立幼稚園保育料等徴収条例」が正式な名称でございまして、今まで「等」というのが抜けておりましたので今回追加をさせていただきました。なお、第27条の第2項、その他の費用の徴収については別に定めるとしてございまして、11ページをお開き下さい。11ページの中に「三好市立幼稚園における幼稚園取扱金について」ということで、2019年4月1日から運用させていただきたいと思っております。なお、この中で、幼稚園取扱金とはということで、幼稚園での保育活動上必要とする費用の中で、受益者負担（直接園児に利益が還元されると考えられる教材費・積立金・学級費等）の考えに基づき、各園において計画・決定を行い保護者から集金し管理する経費を言います。

幼稚園取扱費のあり方、幼稚園取扱費の事務に係る教職員は、園長をはじめ一人一人が以下のことに留意して適正な事務処理に努めなければならない。(1) 保護者負担の軽減、保護者の経済的負担のもとに集金されていることから、経費負担軽減に努める。(2) 事務処理の適正化及び透明化、教職員は適正な事務処理を心がけ、幼稚園取扱金の目的や用途について保護者に説明、情報提供を行う。また、年度末までに決算を行い、事後報告を行う。さらに、定期的な検査や報告を実施し、事務処理の確認を行う。(3) 文書による起案及び決裁、集金にあたっては文書により起案を行い、園長の決裁を受ける必要がある。

会計処理の原則 (1) 会計処理の独立及び決算報告、会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、会計年度末までに保護者に対して決算報告を行う。必要に応じて、保護者代表等による監査を受ける。また、残額を翌年度に持ち越す場合は、後任者に引き継ぎ卒業時には確実に精算を行う。(2) 会計文書の作成・保管、会計処理に関する文書等は、後任者に引き継ぐとともに、保管場所を定め、会計年度終了後5年間保存する。(3) 通帳による管理、幼稚園取扱金は、原則として金融機関に口座を設けて通帳により現金の出納を行い、金銭出納簿等により、収入と支出を管理する。ただし、学級費等でこれによりがたい事情がある場合は、園長の指定する者が、収入及び支出の内容、証拠書類、現金残高を照合し、現金は必ず金庫に保管する。

未収金の催告、集金期限が過ぎても未収金が解消されないときは、電話や文書等により催告を行う。また長期未収の場合は、家庭訪問や保護者の来園を求める等して、組織的に行うとともに、早期の家庭状況把握に努める。また児童手当において、受給資格者からの申し出により、手当から徴収し園納金等に充てることができる場合がある。集金した幼稚園取扱金を保護者の承諾を得ずに目的以外の支出に充てることができない。

留意事項、(1) 幼稚園取扱金は、保護者からの預り金であり、適正な取り扱いが求められているという意識を教職員全員が持つことが大切である。職員個人ではなく園として組織的に対応する事務処理体制を構築し、説明責任を果たすことが重要である。また、学期に一回以上は預金通帳と金銭出納簿等の照合確認を行い、日頃から適正な会計処理の確保に向けた体制を構築する。さらに、会計担当者と担当する分掌主任等との相互チェック機能が働くようにすることも大切である。(2) 現金や預金通帳の取扱いは、慎重に行うとともに、現金については速やかに金融機関に預ける。なお、金融機関に預け入れを行うまで若しくは業者に支払いするまでの間については、金庫に保管する。また、例外的に現金を保管する場合も必ず金庫に保管する。預金通帳と届出印は、それぞれ別の金庫等に保管し管理することが望ましい。(3) 幼稚園取扱金は、園長のもとに計画・決定し、管理するものであり、園務分掌表等に業務を明記するということで、取扱金について今までは取り決めがなく小中学校における取扱がございましたので、準ずる形で幼稚園に新たに取扱について定めたものでございます。よろしくお願い致します。

続いて9ページに第28条です。(2) 公文書綴、幼稚園において定めた規定5年保存。こちらについては変わりありません。

続いて第28条中の第3号を削ります。

続いて第30条中の「設備」を「施設」に改めます。

第31条第1項中「第4項」を「第2項第4号」に改めます。

第33条の見出し中「設備」を「警備」に改めます。

以上で今回の規則の改正ということで、改めて見直しましたところこのような変更になります。よろしくお願い致します。この管理規則の中で関係して参りました、10ページをご覧ください。こちらには今までございました入園要件・定員等を他の市町村の参考になればということで記載をさせていただきました。

まず入園の要件ですが、第2条によりまして「三好市に住民登録をされ、世帯を有する家庭の幼児」ということで各市町村による対応がまちまちなところもあれば、よく似たところもあります。また、定員につきましては、管理規則で1組35人がという設定をさせていただいております。他の市町村、また東みよし町についてはご覧の通りになっておりますのでご一読頂ければと思います。以上宜しくお願い致します。

◆竹内教育長

関係部局よりご説明がりましたが、議案第22号について質疑ございませんか。

◆喜多委員

幼稚園の取扱金についてこれは内規のものですか。

◆高井課長

はい。

◆竹内教育長

他にございませんか。

◆新久保委員

前の申し込みは三好市長だったのが、三好市教育委員会になるのは意味があるのですか。

◆高井課長

許可をするのは教育委員会ですので記載をしました。

◆竹内教育長

それでは本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆竹内教育長

異議なしと認めます。議案第 22 号「三好市立幼稚園管理規則の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 23 号「三好市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱について」を議題とします。関係部局より説明を求めます。

◆高井課長

19 ページをお開き下さい。議案第 23 号「三好市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱について」でございます。20 ページをご覧ください。目的の第 1 条中の「要綱」を「告示」に改め、三好市立幼稚園管理規則の次に「(平成 18 年教育委員会規則第 12 号)」を加えるものでございます。

続いて第 2 条中、「要綱」を「告示」に改め、三好市立幼稚園保育料等徴収条例の次に「(平成第 18 号三好市条例第 91 号)」を加えるものです。

第 3 条中、「幼児」を「園児」に改めます。

第 4 条の見出し中の、「(預かり保育の時間)」とございますが、保育の次に「実施」を加えて「(預かり保育の実施時間)」に改めます。同条第 1 項第 1 号中「次号に規定する日以外の日」を「午後保育の実施時間」に改め、同項第 2 号中「中の」を削り、「保育」の次に「の実施時間」を加え、同項に次の 1 号を加えさせていただきます。

「(3) 一時預かり保育の実施時間は、第 1 号に準じる。」ということで、一時預かりについての記載がございませんので、今回記載いたしました。

続いて次のページ、第 5 条中「平成 18 年 3 月 1 日」の次に「三好市」を加えて、「及び」を「並びに」に、「、」を「及び」に改め、「8 月 16 日」の次に「までの間」を加え、同条に次の 1 項を加えます。第 2 項「教育委員会が特に必要と認めるときは、前項の休業日を変更し、又は廃止し、若しくは新たに休業日を設けることができる。」

続いて第6条中「三好市幼稚園保育料」の次に「等」を加え、「調書」を「幼稚園申込書（支給認定申請書）」に、「幼稚園長を通じ市長に申し込まなければならない。」を「教育委員会に提出しなければならない。」に改め、同条に次の1項を加えるものです。第2項、「一時預かり保育を受けようとする園児の保護者は、一時保育申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、幼稚園長に提出しなければならない。」ということで22ページに一時保育申込書の様式を添付させていただきました。

また、本則に次の1条を加えます。第8条「この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。」と加えさせていただきました。ただ、今の段階で別にどのようなものを作成するか詳細まだできておりませんので、この別に定めるものができ次第、皆様に給食費の取り扱い等含めてご提示させていただければと思います。以上です。

◆竹内教育長

只今説明がございましたが、議案第23号について質疑ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆竹内教育長

それでは本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆竹内教育長

議案第23号「三好市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱について」は原案のとおり可決されました。

続いて議案第24号「三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。関係部局より説明を求めます。

◆高井課長

23ページをご覧ください。議案第24号「三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。

24ページをお開き下さい。まず、第1条中「三好市立幼稚園保育料」の次に「等」を加えます。本来「等」が入っているので、今回改正をさせていただきます。

続いて第2条第1項中「条例第3条に規定する幼稚園保育料及び預かり保育料は、別表第1から第3に基づき徴収するものとする。」を「児童の扶養義務者は、三好市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日までに、幼稚園申込書（支給認定申請書）（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。」に改めるもので、31ページから34ページに様式がございます。33ページ34ページの朱書きが変更になった箇所でございます。

24ページにお戻りください。同条第2項中「幼稚園保育料及び預かり保育料算定の基準日等は次のとおりとする。」を「条例第3条第1項又は第4項に規定する幼稚園保育料及び預かり保育料（預かり保育料のうち一時預かり保育に係るものを除く。以下この条から第4

条までにおいて同じ。)の算定は、前項の規定により提出のあった幼稚園申込書(支給認定申請書)により決定する。」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「この場合において、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所の長の発行する証明書を添付して市町村民税の課税(非課税)証明書に代えることができる。」を「生活保護法(昭和25年法律第144号)の規程による保護を受けている世帯又は条例第3条第4項各号のいずれかに規定する世帯の幼稚園保育料及び預かり保育料の算定の基準となる月は次の各号のとおりとする。」に改め、同項前段を削り、同項に次の各号を加えます。

「(1)生活保護法の規程による保護を受けている世帯 同法の適用にあつた日の属する月」

「(2)条例第3条第4項各号に規定する世帯 同項各号に該当するに至った日の属する月」

第2条第4項中「1条の2」を「2条」に改め、「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を、「所得税法」の次に「(昭和40年法律第33号)」を加え、「若しくは」を「及び」に、「及び」を「並びに」に改め、「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加え、同条第5条中「ただし、市内での転園の場合はこの限りではない。」を「前3項の規定により決定した幼稚園保育料及び預かり保育料の月額の内訳は、次に掲げるとおりとし、それぞれ該当月別内訳表に基づき徴収するものとする。」に改め、同項前段及び中段を削り、同項に次の各号を加える。「(1)条例第3条第1項に規定する幼稚園保育料及び預かり保育料の月別内訳表(別表第1)」「(2)条例第3条第4項に規定する幼稚園保育料及び預かり保育料月別内訳表(別表第2)」

続いて、第2条第6項から第8項までを削ります。

第3条の見出し中「保育料等の納付」を「月の途中から入園又は退園」に改め、同条中「ただし、一時預かり保育料の納期限は翌月10日とする。」を「月の途中で入園又は退園した場合の幼稚園保育料及び預かり保育料は、1年間の基準となる保育日数から算出した1日当たりの額に、月途中入園日から又は月途中退園日までの在籍日数を乗じて得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、三好市内での転園の場合はこの限りでない。」に改め、同条前段を削り、同条に次の1項を加えます。

第2項 前項に規定する、1年間の基準となる保育日数は、次表のとおりとするということで、ここにあります区分日数、幼稚園保育料の算定に用いる1年間の基準となる保育日数は200日。預かり保育料(午後保育料)の算定に用いる1年間の基準となる保育日数も同じく200日。預かり保育料(長期休業保育料)の算定に用いる1年間の基準となる保育日数は40日。

続いて第4条の見出し中「その他」を「休園等の措置」に改め、同条中「この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。」を「幼稚園保育料及び預かり保育料は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、その月分を徴収しない。」に改め、同条に次の各号を加える。(1)幼稚園の都合による休園が月の初日から末日までの全日数にわたるとき。(2)学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規程による出席停止又は同法第20条の規程による臨時休業が月の初日から末日までの期間の全日数にわたると

き。(3)園長に届け出た欠席日数が月の初日から末日までの期間の全日数にわたるとき。

第4条に次の1項を加えます。第2項として「三好市立幼稚園管理規則（平成18年教育委員会規則第12号）第22条の規定による休園を届け出た児童の幼稚園保育料及び預かり保育料は、当該休園を届け出た日の属する月の翌日分から、休園期間満了の日に属する月の前月分までを徴収しないものとする。ただし、休園を届け出た日が月の初日である場合はその月から徴収しないものとし、休園が満了する日がその月の末日である場合はその月まで徴収しないものとする。

続いて本則に次の2条を加えます。（保育料の納付）第5条「幼稚園保育料及び預かり保育料の納期限は毎月末日とする。ただし、預かり保育料のうち一時預かり保育に係る保育料の納期限は翌月10日とする。」その他として第6条「この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。」

別表第1中の「第2階層月別内訳（市町村民税非課税世帯）」を「条例第3条第1項に規定する幼稚園保育料及び預かり保育料の内訳表」に改めるものとさせていただきます。

続いて別表第3の「(第2条関係)」を「イ」に改め、「月別内訳」を削り、「(第2条関係)」を「ウ」に改め、「月別内訳」を削り、別表第2をとし、別表第3とします。

続いて別表第3に次の表を加えます。ご覧のような表になります。以上です。よろしくお願ひします。

◆竹内教育長

関係部局より説明がございましたが議案第24号について質疑ございませんか。

◆喜多委員

28ページ、「当該休園を届け出た日の属する月の翌月分から、休園期間満了の日の属する月の前月分までを徴収しないものとする」ということは6月3日に休園、園児が休んだときですよ。

◆高井課長

はい。届け出を出した日です。

◆喜多委員

7月3日に園児が来るようになった場合、どの期間を徴収しないのでしょうか。6月3日に届け出た場合、届け出た日の属する月の翌月というのは7月になるのではないのでしょうか。「休園期間の満了の日の属する月の前月分までを徴収しないものとする」とあります。

◆岡田主幹

1日付で出してくれたら、6月を徴収しないのですが、休園は届出の期間によって変わります。

◆新久保委員

長期休業中というのは今も8時なのですか。

◆岡田主幹

全園、午前8時から午後6時までです。吾橋幼稚園だけ長期保育がなくて、他は午前8

時から午後 6 時までが長期保育になります。

◆新久保委員

今幼稚園に行ける子は本当に少ないということですね。幼稚園の数が少なくなっているのは、8 時から働いている親は預けられないからだと思います。普通の幼稚園はもっと受け入れ時間早いのではないのでしょうか。

◆植本委員

幼稚園は 8 時半までで、保育所はもっと遅かったと思います。

◆新久保委員

昔はもっと早くに行っていたように思いました。

◆高井課長

先生によって 7 時 45 分に行くといったことはありますが、保育時間は基本 8 時から 13 時 30 分までということで市内統一はしております。

◆竹内教育長

他ございませんか。それでは本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆竹内教育長

議案第 24 号「三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 25 号「三好市立幼稚園保育料の滞納整理事務取扱要綱の一部改正する要綱について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

◆高井課長

議案第 25 号「三好市立幼稚園保育料の滞納整理事務取扱規則の一部を改正する要綱について」でございます。36 ページをお開き下さい。こちらについては先程もありました様に、第 1 条中の「要綱」を「告示」に変更させていただきます。

第 2 条中「三好市立幼稚園保育料」の次に「等」を加え、「第 2 条」を「第 3 条」に改めます。

それから、第 3 条第 1 項中の「前項」を「前条」に改めるものです。以上宜しくお願いします。

◆竹内教育長

関係部局より説明がございましたが議案第 25 号について質疑はございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆竹内教育長

それでは本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆竹内教育長

よって議案第 25 号「三好市立幼稚園保育料の滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する要綱について」は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 26 号「平成 30 年度教育委員会活動の点検・評価について」を議題とします。議会提出案件となりますので非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆竹内教育長

それではこれから非公開とします。事務局より説明を求めます。

　　<< 非 公 開 >>　　

それでは非公開を解除いたします。

◆竹内教育長

それでは以上で、本日の日程は全部終了いたしました。平成 31 年 2 月三好市定例教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上